

商店街における御用聞き事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が実施する地域住民である高齢者等の安心・安全な生活環境の提供のための移動販売車事業、宅配事業、店舗設置事業等の取組であって、ひいては商店街の活性化に効果のある事業を支援いたします。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・申請にあたり、地域住民等に対するアンケート調査を行い、安心・安全の指標を設定し、補助終了後5年間の測定が必須。(行政機関が実施)
- ・商店街組織と民間事業者の連名申請が可能。
- ・店舗等賃借料、光熱水費、アルバイト代等のランニングコストは対象外。

<例1>

ニーズの高い生鮮品・食料品の出張販売を実施するとともに、地域住民の利便性を配慮し、電話による注文を受け付け、次回販売時に持参するなどの対応により売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。

(補助対象経費:車両購入費、内装・設備・施工工事費)



<例2>

カタログから商品を選んでもらい、電話注文と携帯メール注文で希望日に届ける宅配業務と、荷物の持ち運びも手伝う送迎や買い物代行を行っている。商店街を含むエリア周辺を事業実施範囲として、商品1つからでも宅配を行い、どんな内容でも可能な範囲で支援するとともに、御用聞き役の役割も担っている。

(補助対象経費:車両購入費)



<例3>

自転車を利用して商店街で買った商品を自宅へ宅配するサービスを実施。宅配拠点は商店街の組合事務所を利用している。

(補助対象経費:車両購入費、内装・設備・施工工事費)

